

# 自然科学研究機構分子科学研究所協奏分子システム研究センター規則

平成25年4月1日  
分研規則第1号

## (趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第46条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構分子科学研究所協奏分子システム研究センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

## (設置目的)

第2条 センターは、個々の分子の機能や動態が分子システムとして統合され、卓越した機能発現へとつながっていく仕組みを解明し、その原理をもとに、超高効率なエネルギー変換や物質変換を実現するための新規分子・物質の設計や研究を行うとともに、国内外の主要研究拠点と連携することで、協奏分子システム研究の国際的共同研究拠点を形成することを目的とする。

## (研究部門)

第3条 センターに、次の研究部門を置く。

- 一 階層分子システム解析研究部門
- 二 機能分子システム創成研究部門
- 三 生体分子システム研究部門

## (職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 助教
- 五 特任准教授
- 六 技術職員及びその他の必要な職員

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。